

沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用支援事業の概要

1 事業の目的・必要性等

沖縄県のひとり親家庭は、全国と比較して、全世帯に占める割合が高く、収入は少ない状況にあります。

本事業は、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的として実施します。

2 実施主体 市町村

3 事業内容

対象要件の全てを満たすひとり親等の子どもの認可外保育施設利用料について、その全部又は一部を減免した認可外保育施設に対し、減免相当額を市町村が補助します。

県は、国の支援を得て、市町村が補助に要した経費の 9/10 以内の額を、市町村に補助します。

事業の開始は、平成 27 年度 10 月から実施。

4 対象要件

(1) 対象者

- ・ 児童扶養手当受給者又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者。
- ・ 市町村において、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の支給認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）の保護者。
- ・ 保育所への入所申し込みをしているが、入所しておらず、認可外保育施設を利用している子どもの保護者。

(2) 対象施設

- ・ 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定により届出が行われた施設及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 第 1 号イからハまでのいずれかに該当する施設。

5 補助金の算出方法

- ・ 補助金は以下の算出式によって、ひとり親家庭等の利用料を減免した認可外保育施設に対し当該減免額を補助することとします。

$$\boxed{\text{認可外保育施設
月額利用料}} - \boxed{\text{保育所
利用料
(注)}} = \boxed{\text{減免額}}$$

ただし、減免額が上限額（※）を超える場合は、上限額を減免額とします。

※上限額：（平成30年度まで）26,000 円

（平成31年度から）33,000 円（0 歳から 2 歳）、28,000 円（3 歳から 5 歳）

（令和 2 年度から）33,000 円（0 から 2 歳のみ）

（注）「保育所保育料」は、支援の対象となる子どもが、保育所に入所した場合に保護者が負担することになる保育料のことで、所得水準に基づき、市町村において算出します。

・加えて、認可外保育施設への事務費補助として、1 世帯につき、各月 1,500 円を上記の補助金と合わせて交付します。

6 事業実績・評価等

本事業は平成 27 年度 10 月からの事業開始となっており、直近 3 年間の市町村における実施状況をまとめると以下のようになります。

【令和 4 年度】

事業実施市町村：19 市町村

対象保護者数：23 人、対象児童数：21 人

【令和 5 年度】

事業実施市町村：19 市町村

対象保護者数：17 人、対象児童数：17 人

【令和 6 年度】

事業実施市町村：18 市町村

対象保護者数：12 人、対象児童数：12 人